

# 知らないと損する改正税法!

今年の税制改正は企業に大きな影響があるので、ご確認ください!!

## ①法人税率の引き下げ

法人税率が平成28年4月1日以後開始する事業年度から引き下げられます。

平成28年3月31日 終了年度まで	平成28年4月1日以降 開始事業年度から	平成30年4月1日以降 開始事業年度以降
法人税 23.90%	法人税 23.40%	法人税 23.20%
大企業向け法人事業税 6.00%	法人事業税 3.60%	法人事業税 3.60%
(※平成28年度までは、地方法人特別税を含む) (※年800万円超所得分の標準税率)	<b>法人実効税率 29.97%</b>	<b>法人実効税率 29.74%</b>
<b>国・地方の法人実効税率 32.11%</b>		

(※対策!!・・・決算で納税が見込まれる法人の事業年度を変更すればいち早く引き下げ後の税率が適用できる場合もあります)

## ②中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例 (ただし、従業員1000人超の法人を除く)

**30万円**未満の減価償却資産(年間取得合計300万円を限度)の一括償却が2年間延長

## ③建物附属設備等の減価償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得した、建物附属設備、構築物の減価償却の定率法が廃止  
定額法に統一

## ④企業版ふるさと納税の創設

	控除額	控除額の上限
法人事業税	寄附金額の10%	当期の法人事業税額の20%
法人住民税	寄附金額の20%(県5%、市15%)	当期の法人住民税(県5%、市15%)の20%
法人税	法人住民税から控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のいずれか少ない金額	当期の法人税額の5%



まずは税に関心を持ちましょう

5月の花 芍薬(しゃくやく)  
花言葉 「恥じらい」「はにかみ」「謙遜」